

3 放射性物質検査

(1)浄水場浄水

(単位:Bq/kg)

		令和元年6月	令和元年9月	令和元年12月	令和2年3月
上野 浄水場	採水日	10日	10日	9日	2日
	セシウム-134	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.5)	不検出(0.5)	不検出(0.6)
知多 浄水場	採水日	10日	10日	9日	2日
	セシウム-134	不検出(0.5)	不検出(0.6)	不検出(0.6)	不検出(0.6)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.6)
高蔵寺 浄水場	採水日	10日	10日	9日	11日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.4)
	セシウム-137	不検出(0.7)	不検出(0.8)	不検出(0.6)	不検出(0.6)
尾張東部 浄水場	採水日	4日	9日	9日	2日
	セシウム-134	不検出(0.5)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.5)
	セシウム-137	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.5)
犬山 浄水場	採水日	10日	10日	9日	11日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)
	セシウム-137	不検出(0.5)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
尾張西部 浄水場	採水日	11日	9日	10日	10日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.5)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.6)	不検出(0.8)	不検出(0.7)
豊田 浄水場	採水日	3日	2日	2日	2日
	セシウム-134	不検出(0.6)	不検出(0.5)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.8)	不検出(0.7)	不検出(0.6)
幸田 浄水場	採水日	3日	2日	2日	2日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.6)
豊橋 浄水場	採水日	3日	2日	2日	10日
	セシウム-134	不検出(0.6)	不検出(0.5)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.7)
豊川 浄水場	採水日	4日	3日	3日	11日
	セシウム-134	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.5)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.8)
豊橋南部 浄水場	採水日	3日	9日	2日	10日
	セシウム-134	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.6)	不検出(0.6)	不検出(0.7)

注)「不検出」とは、検体の放射能濃度が検出限界値未満であることを意味し、括弧内の数値はその測定における検出限界値を示す。

放射能測定の特長として、同じ機器・条件で測定しても、検出限界値は変動する。

【水道水中の放射性物質に係る管理目標値】(平成24年4月施行)

・セシウム-134及びセシウム-137の合計: 10Bq/kg以下

(2)原水

(単位:Bq/kg)

		令和元年6月	令和元年9月	令和元年12月	令和2年3月
兼山 取水口	採水日	10日	3日	9日	11日
	セシウム-134	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.6)
長良川 取水口	採水日	11日	3日	10日	10日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.6)	不検出(0.4)
	セシウム-137	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)
岩倉 取水口	採水日	3日	2日	2日	2日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)
	セシウム-137	不検出(0.6)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.7)
大野 頭首工	採水日	4日	3日	3日	11日
	セシウム-134	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.5)	不検出(0.7)
	セシウム-137	不検出(0.7)	不検出(0.7)	不検出(0.6)	不検出(0.6)

注)「不検出」とは、検体の放射能濃度が検出限界値未満であることを意味し、括弧内の数値はその測定における検出限界値を示す。

放射能測定の特長として、同じ機器・条件で測定しても、検出限界値は変動する。

(3)浄水場発生土

浄水場名	試料の種類	試料採取日	セシウム-134及びセシウム-137(Bq/kg)
上野浄水場	脱水	令和元年7月5日	<10
知多浄水場	脱水	令和元年7月5日	<10
高蔵寺浄水場	脱水	令和元年7月8日	<10
尾張東部浄水場	脱水	令和元年7月8日	<10
犬山浄水場	脱水	令和元年7月8日	<10
尾張西部浄水場	脱水	令和元年7月8日	<10
豊田浄水場	脱水	令和元年7月1日	<10
幸田浄水場	脱水	令和元年6月28日	<10
安城浄水場	脱水	令和元年7月9日	<10
豊橋浄水場	脱水	令和元年7月1日	<10
豊橋南部浄水場	天日乾燥	令和元年6月25日	<10
豊川浄水場	脱水	令和元年7月2日	<10
蒲郡浄水場(工水)	天日乾燥	令和元年5月24日	<10

【放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について】
(平成25年3月通知)

- ・セシウム-134及びセシウム-137の合計：400Bq/kg以下